

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月13日
【会社名】	株式会社クロス・マーケティンググループ
【英訳名】	Cross Marketing Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 幹
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目15番2号
【電話番号】	03(3549)0222
【事務連絡者氏名】	株式会社クロス・マーケティング 取締役CFO 人見 茂樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目15番2号
【電話番号】	03(3549)0603
【事務連絡者氏名】	株式会社クロス・マーケティング 取締役CFO 人見 茂樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	1,780,948,517円 (注)本届出書提出日において未確定であるため、株式会社 クロス・マーケティングの平成24年12月31日現在における 株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規株式発行】

種類	発行数	内容
普通株式	5,924,448株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 株式会社クロス・マーケティング（以下「クロス・マーケティング」といいます。）の発行済株式総数は3,276,900株（平成24年12月31日時点）となりますが、当社は平成25年2月18日を効力発生日として1株を2株に株式分割を実施しており、分割後の発行済株式総数は6,553,800株となっております。新規株式発行数としては、分割後の発行済株式総数から分割後の自己株式数629,352株を控除した株数に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社クロス・マーケティンググループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

2. 普通株式は、平成25年2月21日に開催されたクロス・マーケティングの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年3月28日開催予定のクロス・マーケティングの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3. クロス・マーケティングは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。

4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転によることとします。

(注) 1. 普通株式は、本株式移転により当社がクロス・マーケティングの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるクロス・マーケティングの株主に対し、クロス・マーケティングの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられます。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、クロス・マーケティングの平成24年12月31日時点における株主資本の額（簿価）は1,780,948,517円であり、発行価額の総額のうち274,402,300円が資本金に組み入れられます。

2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成25年6月3日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。

東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所

有価証券上場規程施行規則第216条第1項。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

##### 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

### 4【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 5【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

#### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 1【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所マザーズ市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しております。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1．株式移転の目的及び理由

当社は、平成15年4月1日に設立し、企業の事業活動に不可欠なリサーチ分野において、コスト・スピード・スケールにすぐれたネットリサーチ（注1）から事業を開始いたしました。大手調査会社との提携などにより事業を成長させてまいりましたが、ネットリサーチが普及したことにより顧客企業のリサーチニーズも多様化したため、ネットリサーチ以外のオフライン調査を含めたマーケティングリサーチ（注2）領域へとサービスの幅を拡大させ、より幅広いサービスをワンストップで提供する体制の構築を進めてまいりました。

また、平成23年8月にはITの進展やスマートフォンの普及にともない、複雑化するマーケティング課題に対応するため、株式会社インデックスよりモバイルソリューション事業の一部を譲り受け、スマートフォンを中心としたソリューションを提供するマーケティング領域へと事業を広げ、さらに平成24年2月には中国(上海市)にアジア拠点となる子会社を設立するなど、グローバル展開への第一歩も進めてまいりました。

平成25年4月1日に設立10周年を迎える当社が、次の10年に向かってさらに成長を加速させていくためには、現在主力としているマーケティングリサーチ領域を核としながらも、さらなる事業領域や事業エリア拡大のため、新規事業の開発に加えて、M&A等を利用した事業再編により様々な組織・事業内容を取り込んでいくことも想定しており、そのためには、今後の企業環境の変化に対応し、機動的かつ弾力的に事業を行っていくための持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

（注）1 インターネットを用いた市場調査のこと。

2 マーケティングの一環として、顧客のニーズ・ウォンツをリサーチすること。またその手法をさす。

##### 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業

###### （1）提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の概要

（1）商号	株式会社クロス・マーケティンググループ （英文名：Cross Marketing Group Inc.）	
（2）所在地	東京都中央区銀座八丁目15番2号	
（3）代表者及び 役員就任予定者	取締役会長	桑田 瑞松（現 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント代表取締役会長兼社長）
	代表取締役社長	五十嵐 幹（現 株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長兼CEO）
	取締役CFO	人見 茂樹（現 株式会社クロス・マーケティング取締役CFO）
	監査役	町田 恵保（現 株式会社クロス・マーケティング顧問）
	監査役	内田 輝紀（現 株式会社クロス・マーケティング監査役）
	監査役	田原 泰明（現 株式会社クロス・マーケティング監査役）
（4）主な事業の内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯または関連する業務等	
（5）資本金	274,402千円	

(6) 決算期	12月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

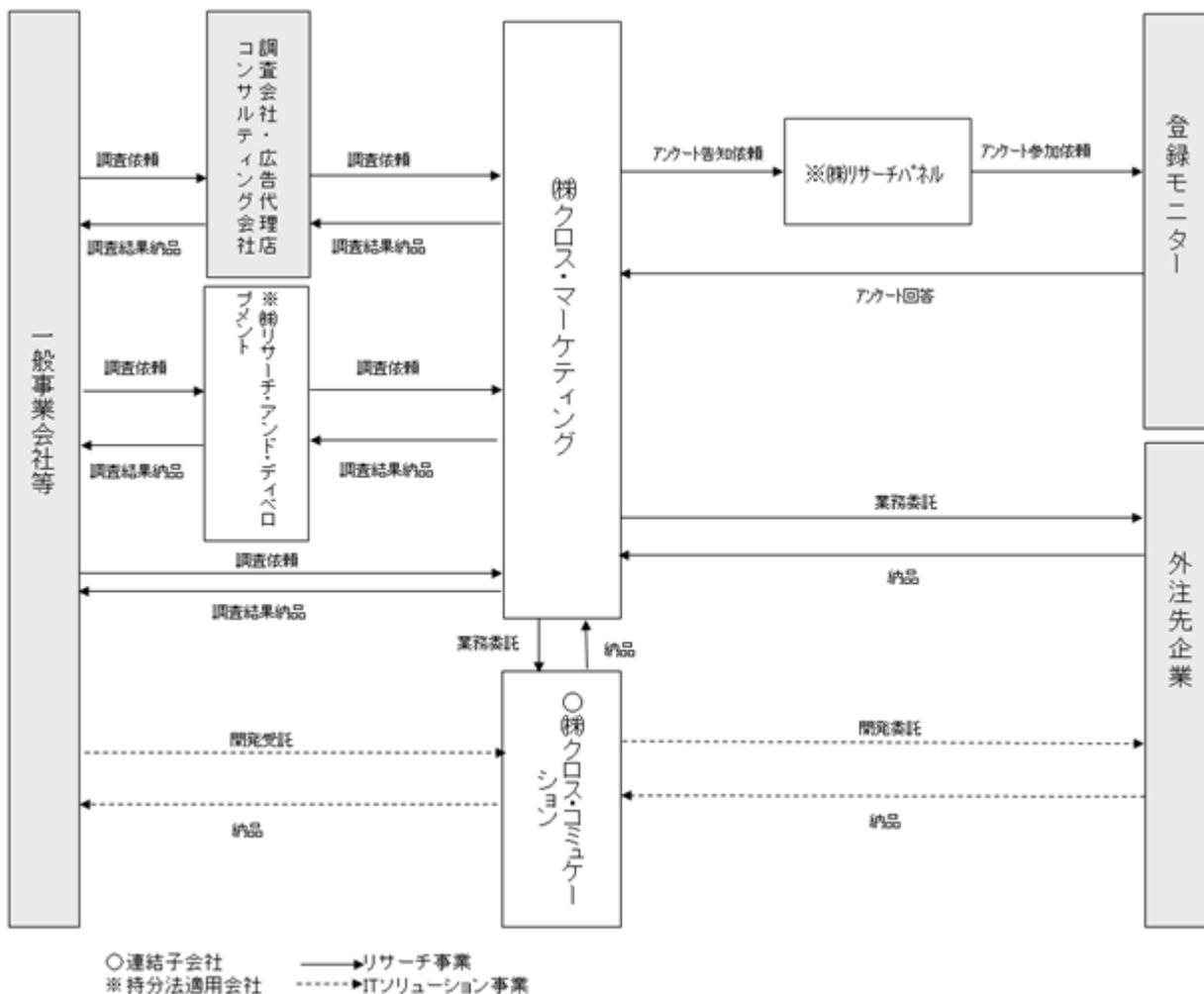
### 提出会社の企業集団の概要

当社とクロス・マーケティングの状況は、以下のとおりであります。

クロス・マーケティングは、平成25年3月28日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年6月3日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) クロス・マーケ ティング	東京都 中央区	274	リサーチ 事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、クロス・マーケティングは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの最近事業年度末日（平成24年12月31日）時点の状況は、以下のとおりです。



## 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱クロス・コミュニケーション	東京都中央区	90	ITソリューション 事業	89.3	クロス・マーケティングの リサーチ事業のITインフラ 管理・保守を委託しており ます。 役員の兼任...有 (取締役1名、監査役1名)
Cross marketeing China Inc.	中華人民共和国 上海市	26	ITソリューション 事業	100.0	クロス・コミュニケーションの 受託開発案件の開発協 力を行っております。 役員の兼任...有 (取締役2名、監査役1名)
その他 1社					
(持ち分法適用関連会社)					
㈱リサーチパネル	東京都渋谷区	75	ネットリサーチ事 業	40.0	クロス・マーケティングの リサーチサービスにおける パネル管理及びアンケート 配信の委託を行っておりま す。 役員の兼任...有 (取締役1名)
㈱リサーチ・アンド・ディベロ PMENT	東京都中央区	30	リサーチ事業	28.6	クロス・マーケティングと リサーチ事業における案件 受託・協力を行っておりま す。 (取締役1名、監査役1名)
その他 1社					

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

本株式移転により、クロス・マーケティングは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、クロス・マーケティング及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 取引関係

当社の完全子会社であるクロス・マーケティングと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3【組織再編成に係る契約】

## 1. 株式移転計画の内容の概要

クロス・マーケティングは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成25年3月28日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成25年2月21日開催の同

社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるクロス・マーケティングの株主に対し、その保有するクロス・マーケティングの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成24年3月28日開催予定のクロス・マーケティングの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

## 2．株式移転計画の内容

### 株式移転計画書（写）

株式会社クロス・マーケティング（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により乙の成立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という）を行うものとする。

#### 第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

##### （1）目的

乙の目的は、別紙の「株式会社クロス・マーケティンググループ定款」第2条記載のとおりとする。

##### （2）商号

乙の商号は、「株式会社クロス・マーケティンググループ」とし、英文では「Cross Marketing Group Inc.」と表示する。

##### （3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都中央区とする。  
（設立時の本店は、東京都中央区銀座八丁目15番2号に置く。）

##### （4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は2,112万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「株式会社クロス・マーケティンググループ定款」に記載のとおりとする。

#### 第3条（役員）

1 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

桑田 瑞松

五十嵐 幹

人見 茂樹

2 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

町田 恵保

内田 輝紀

田原 泰明

3 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当）

1 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済み株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という）における甲の株主に対し、その所有する甲の株式に代わり、甲が基準時現在発行する株式の総数と同数の乙の株式を交付する。

2 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割り当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の株式1株につき、乙の株式1株の割合をもって割当交付する。

#### 第5条（自己株式の取り扱い）

甲は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、甲が所有している自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む）を、基準時の直前時をもって消却する。

#### 第6条（設立会社の設立時の資本金及び準備金）

乙の設立時における資本金、準備金及び剰余金は次のとおりとする。

（1）資本金 金274,402,300円

（2）資本準備金 金1,506,546,217円

（3）利益準備金 金0円

#### 第7条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成25年6月3日とする。ただし、株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

#### 第8条（本計画承認株主総会）

甲は、平成25年3月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

#### 第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1 乙は、乙の成立の日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

2 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（株式移転条件の変更及び株式移転計画の中止）

本計画の作成後乙の成立の日までに、天災地変その他の事由により、甲の財政状態及び経営成績に重

大な変動が生じた場合、若しくは株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲の取締役会の決議により、株式移転条件を変更し又は株式移転を中止することができる。

#### 第11条(本計画の効力)

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年2月21日

甲 株式会社クロス・マーケティング  
代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹

以上

別紙

株式会社クロス・マーケティンググループ 定款

### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社クロス・マーケティンググループと称し、英文では、  
Cross Marketing Group Inc. と表示する

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. マーケティングリサーチ業務
2. マーケティングリサーチの技法に関する研究開発及びコンサルティング
3. マーケティングに関する従業員教育及びトレーニングの実施
4. コンピュータ、コンピュータのシステム、コンピュータ関連機器、ソフトウェア(インターネット及びその他の通信回線を利用するものを含む)及び情報通信機器の企画、開発、調査、製造、販売、斡旋、レンタル、保守、輸出入及び運用代行サービス
5. レコード、テープ、ディスク、フィルム等による録音及び録画物並びにデジタル及びインターネットコンテンツ(テキスト、音声、静止画及び動画等)の企画、制作、販売及び輸出入
6. 事業間の商品流通促進のためのコンピュータによる仲介及び卸売業務
7. ビジネスコンサルタント業務
8. 情報処理サービス及び情報提供サービスの提供、仲介、斡旋、販売及び輸出入
9. 広告、宣伝に関する企画、製作、実施、コンサルティング及び広告代理店業
10. 書籍、印刷物及び電子出版物の企画、制作、出版及び販売
11. 衣料品、インテリア用品、化粧品、装身具、日用雑貨品、食料品、酒類、清涼飲料水、文具、レコード・コンパクトディスク、ビデオ等音楽用品、OA機器、家庭用電気製品、健康食品(医薬部外品)、時計、宝石、貴金属、美術品、工芸品、カメラ、喫煙具、玩具、スポーツ用品、インテリア用品及びアウトドア用品の輸出入業務、卸売、及び小売販売(インターネット及びその他の通信回線を利用

するものを含む）

- 1 2 . キャラクターグッズの企画及び販売
- 1 3 . 通信販売業務並びに通信販売の仲介及び情報提供業務
- 1 4 . 飲食業
- 1 5 . 特許権、商標権、著作権、著作隣接権、ノウハウ及びその他知的財産権の取得、利用の開発、管理、使用許諾、譲渡及びこれらの仲介
- 1 6 . 労働者派遣事業
- 1 7 . 前各号に附帯する一切の業務

当社は、前項各号の事業及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,112万株とする。

（自己株式の取得）

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

（招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない

い、

（議事録）

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第19条 当社の取締役は、6名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の解任）

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（取締役の任期）

- 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただ

し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第32条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の数）

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の解任）

第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（監査役の任期）

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第41条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### （会計監査人の設置）

第44条 当社は、会計監査人を置く。

### （会計監査人の選任）

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### （会計監査人の解任）

第46条 会計監査人の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### （会計監査人の任期）

第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

### （事業年度）

第48条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

### （剰余金の配当）

第49条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

- 2 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
- 3 期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
- 4 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務をまぬがれるものとする。

## 附則

### （最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成25年12月31日までとする。

## （最初の取締役及び監査役の報酬）

第2条 第30条及び第42条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金300,000千円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金40,000千円以内とする。ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。

## （附則の削除）

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

## 4【組織再編成に係る割当ての内容及び算定根拠】

## 1．株式移転比率

	(株)クロス・マーケティンググループ (完全親会社)	(株)クロス・マーケティング
株式移転に係る割当ての内容	1	1

（注）1．株式移転により持株会社が当社の発行済み株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式5,924,448株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株数は変動いたします。なお、当社は、本株式移転による持株会社設立の直前時に保有する自己株式の全部を本株式移転の直前時をもって消却することを予定しているため、当社が保有する自己株式629,352株は、上記の算出において新株式の交付から除外しております。また、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当社の自己株式数が本株式移転までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

## 2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記の通り、本株式移転はクロス・マーケティング単独による株式移転であり、第三社機関による算定は行っておりません。

## 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

## 6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### 1．買取請求権の行使の方法について

クロス・マーケティングの株主が、その有するクロス・マーケティングの普通株式につき、クロス・マーケティングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年3月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をクロス・マーケティングに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、クロス・マーケティングが上記定時株主総会の決議の日（平成25年3月28日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

### 2．議決権の行使の方法について

クロス・マーケティングの株主による議決権の行使の方法としては、平成25年3月28日開催予定のクロス・マーケティングの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。（なお、株主は、クロス・マーケティングの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、クロス・マーケティングに提出する必要があります。）。

また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年3月27日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、クロス・マーケティングに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は平成25年3月25日までに、その有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、クロス・マーケティングは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

### 3．組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるクロス・マーケティングの株主に割り当てられます。株主は、自己のクロス・マーケティングの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

## 8【組織再編成に関する手続】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、クロス・マーケティングは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号から第8号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、クロス・マーケティングの本店において平成25年3月13日よりそれぞれ備え置くこととされています。

の書類は、平成24年2月21日開催のクロス・マーケティングの取締役会において承認された株式移転計画です。 の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 の書類は、クロス・マーケティングの平成24年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、クロス・マーケティングの営業時間内にクロス・マーケティングの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 乃至 に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

## 2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成24年12月31日(月)
株式移転取締役会決議	平成25年2月21日(木)
株式移転承認定時株主総会	平成25年3月28日(木)(予定)
当社株式上場廃止日	平成25年5月29日(水)(予定)
持株会社設立登記日(本株式移転効力発生日)	平成25年6月3日(月)(予定)
持株会社株式上場日	平成25年6月3日(月)(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

## 3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

クロス・マーケティングの株主が、その有するクロス・マーケティングの普通株式につき、クロス・マーケティングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年3月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をクロス・マーケティングに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、クロス・マーケティングが、上記定時株主総会の決議の日(平成25年3月28日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにし行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるクロス・マーケティングの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらクロス・マーケティングの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)				4,423,619	5,446,000
経常利益 (千円)				544,438	581,060
当期純利益 (千円)				329,910	312,993
包括利益 (千円)				327,792	317,390
純資産額 (千円)				1,825,816	2,017,334
総資産額 (千円)				2,830,989	3,088,085
1株当たり純資産額 (円)				298.64	337.26
1株当たり当期純利益金額 (円)				53.91	51.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)				53.09	51.22
自己資本比率 (%)				63.9	64.7
自己資本利益率 (%)				20.1	16.4
株価収益率 (倍)				9.7	10.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				296,023	502,847
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				587,021	156,080
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				142,999	205,549
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)				403,507	862,198
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	( )	( )	( )	218 (58)	261 (72)

(注) 1. 売上高には、消費税などは含まれておりません。

2. 当社は第9期より連結財務諸表を作成しているため、第8期以前の業績については記載しておりません。

3. 第10期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

4. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成25年2月18日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 個別経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高	(千円)	2,696,663	2,760,898	3,483,346	4,128,561	4,625,867
経常利益	(千円)	393,476	252,872	407,648	448,233	545,609
当期純利益	(千円)	206,023	151,469	220,788	234,543	281,588
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	20,709	22,552	39,972		
資本金	(千円)	264,888	265,394	267,112	271,315	274,402
発行済株式総数	(千株)	3,172	3,178	3,198	3,244	3,277
純資産額	(千円)	1,188,510	1,340,871	1,482,387	1,625,238	1,780,973
総資産額	(千円)	1,801,321	1,815,503	2,229,229	2,520,695	2,725,179
1株当たり純資産額	(円)	373.63	420.90	484.04	268.22	300.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	( )	( )	5.50 ( 2.00)	10.50 ( 3.50)	13.00 ( 6.50)
1株当たり当期純利益 金額	(円)	75.31	47.74	69.82	38.33	46.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	(円)	74.97	46.83	68.45	37.75	46.08
自己資本比率	(%)	65.8	73.7	66.4	64.4	65.4
自己資本利益率	(%)	22.0	12.0	15.7	15.1	16.5
株価収益率	(倍)	5.0	6.6	13.4	13.6	11.9
配当性向	(%)			7.9	13.7	14.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	274,511	145,528	378,100		
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	39,334	215,486	589,036		
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	243,975	136,600	71,209		
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	1,037,784	831,226	549,081		
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	120 (24)	140 (28)	157 (26)	191 (54)	210 (65)

(注) 1. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第7期は持分法を適用する関連会社からの受取配当金12,000千円を当期の収益として計上しております。

4. 第6期から第7期の配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第6期から第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 第8期から第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

7. 当社は、平成20年4月18日付で株式1株を100株にする株式分割を行っております。

8. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告

第9号(平成22年6月30日)を適用しております。平成25年2月18日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載の通りです。

#### 2【沿革】

当社グループの沿革の概要は次のとおりであります。

平成25年2月21日 クロス・マーケティング取締役会においてクロス・マーケティングの単独株式移転による持株会社「株式会社クロス・マーケティンググループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成25年3月28日 クロス・マーケティングの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、クロス・マーケティングがその完全子会社となることについて決議（予定）

平成25年6月3日 クロス・マーケティングが株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場（予定）

なお、クロス・マーケティングの沿革につきましては、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）をご参照ください。

#### 3【事業の内容】

当社は、グループ会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する業務等を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるクロス・マーケティング及びその関係会社で構成される当社グループの最近事業年度末時点の主な事業内容は以下の通りです。

##### リサーチ事業

ネットリサーチを含め、市場調査に関する事業全般を行っております。

（主な関係会社）

当社、㈱リサーチパネル、㈱リサーチ・アンド・ディベロプメント

##### ITソリューション事業

モバイル向けサービスの企画・開発・運用事業及びプロモーション事業を行っております。

（主な関係会社）

㈱クロス・コミュニケーション、イーシーリサーチ(株)、Cross Marketing China Inc.

#### 4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要」に記載の通りであります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの平成24年12月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
リサーチ事業	199(64)
ITソリューション事業	49(6)
全社(共通)	13(2)
合計	261(72)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
2. 従業員数欄の( )内は外数であり、年間の臨時従業員平均人員数であります。
3. 臨時従業員には、人材派遣会社からの派遣社員、アルバイトを含みます。
4. 全社(共通)は、経理及び人事等管理部門の従業員であります。
5. 従業員数が当連結会計年度において43人増加しておりますが、これは業容拡大による新規採用並びに、イーシーリサーチ株式会社及びCross Marketing China Inc.を第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めたことによるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるクロス・マーケティングにおいても、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの業績等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの業績等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

### 3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの業績等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

### 4 【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりクロス・マーケティングの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書日現在におけるクロス・マーケティングの事業などのリスクが当社の事業などのリスクとなりうるものが想定されます。クロス・マーケティングの事業などのリスクを踏まえた当社の事業などのリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてクロス・マーケティングが判断したものであります。

#### （1）サービスの陳腐化について

当社グループ（当社及び連結子会社3社、持分法適用関連会社3社）の手がけるリサーチ事業・ITソリューション事業は、商業活動に関連する技術及び業界基準の急速な変化に左右される状況にあります。また、それに伴いユーザーニーズが変化、多様化することが予想されます。これらの状況変化に対し、当社グループが適時適切に対応できなくなった場合、当社グループの業界における競争力が低下し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### （2）競合について

当社グループの手がけるリサーチ事業・ITソリューション事業においては、当社グループと類似する事業を提供している事業者の事業拡大や参入が相次いでいる一方、リサーチ事業においては調査案件の大型化や価格競争に対応するため、M&Aを含めた事業者の統合が進行しています。かかる状況は、当社グループの事業につき、大きな参入障壁がないことが一因となっており、今後も激しい競争下におかれるものと予想されます。当社グループの目論見どおり業績が推移しない場合、かつ効率的に対応できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（３）業務提携等について

当社グループが事業を進める上で各種プロジェクトが発生しております。その中で他社との業務提携、共同企画等も積極的に取り組んでおります。しかしながらこれらのプロジェクトが当社グループの予想どおり収益に貢献するという保証はなく、各プロジェクトの進捗状況によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（４）システム開発について

当社グループは、システムに関わる投資を積極的に行っております。システム開発にかかわる他社の知的財産の侵害につきましても、事前調査の徹底、オープンソースの利用徹底など十分注意を払っており、業績に影響を与えるリスクはきわめて低いと考えておりますが、システム開発の遅延・トラブル等が発生した場合、開発コストが増大するなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）システム障害について

当社グループの事業はインターネットを利用しているため、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能等のシステム障害が発生する可能性があります。その場合、当社グループの営業は不可能となります。これらの障害が発生した場合には、当社グループに直接的損害が生じるほか、当社グループのサーバーの作動不能や欠陥等に起因する取引の停止等については、当社グループのシステム自体への信頼性の低下を招きかねず、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（６）人材確保について

当社グループの人材採用にあたっては、各業務分野における専門能力、及び組織マネジメントの観点から、良好な対人関係を構築する能力を極めて重視しております。また、育成・評価制度の充実により、社員の能力向上とモチベーションの向上を重要施策として掲げております。経済環境好転に伴う人材獲得競争の激化や人材育成が順調に進まない等の理由により、当社グループの事業の成長が阻害される可能性があります。

（７）登録モニターの活用について

リサーチ事業において、関連会社である㈱リサーチパネルの登録モニターを主に利用しており、現時点におきましては、当社は当該登録モニターを独占的に利用しております。㈱リサーチパネル及びその親会社である㈱VOYAGEGROUPとは、事業及び資本提携を通じて信頼関係を築いておりますが、何らかの事情により、㈱リサーチパネルの登録モニターの利用が困難な状態に陥った場合、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（８）登録モニターの確保について

リサーチ事業において、当社が独占的に利用している㈱リサーチパネルの登録モニターは、主に㈱VOYAGEGROUP及び㈱クレディセゾンの会員に対する登録勧誘で、登録者の増加を図っております。今後、大規模アンケートや調査対象項目に該当する者が少ない特別な調査案件の受注が増加していく場合、上記２社及びパネルミックスを通じて得られる会員だけでは顧客の要望の登録モニター数を確保できず、売上増加の制約要因になる可能性があります。

（９）ネットリサーチ市場の成長について

リサーチ事業のうち当社グループの主力市場であるネットリサーチ市場は、平成12年頃にインターネットの普及とともに立ち上がり、手軽さと低コストが顧客から支持されております。既存の調査手法からネットリサーチへの切替えや、従来、調査を利用していなかった潜在顧客層の顕在化など、将来のネットリサーチ市場の成長を前提にした事業計画を立てておりますが、一方でその市場規模を正確に予測することは困難です。市場が当社の予測どおりに成長しない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報の流出の可能性及び影響について

当社グループの手がけるリサーチ事業においては、アンケート回答者の個人情報を取得することがあります。個人情報の適切な取得・管理・運用を行うため、当社及び㈱リサーチパネルは(財)日本情報処理開発協会が運営するプライバシーマーク制度の認定事業者となっております。しかしながら、何らかの理由で個人情報が外部に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟等に関するリスクについて

当社グループの手がけるITソリューション事業においては、顧客からウェブサイトやモバイルサイトの制作を受託し、契約内容に従い定められた期日までにサービスを完了し納品する事業を行っております。しかしながら、開発や制作の遅れによる納期の遅延や、納品後の瑕疵が生じた場合には、費用が増大したり、当社グループの責めに帰する場合には違約金等損害賠償が発生する可能性があります。当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして認識しております。事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主への利益還元を努めることを基本方針としております。しかし、本リスク情報に記載のない事項を含め、事業環境の変化、キャッシュ・フローの状況等により、当社の業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの業績等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの業績等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの業績等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

##### (1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの設備投資等の概要については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの主要な設備の状況については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの設備の新設、除却等の計画については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、訂正有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成25年6月3日時点の当社の状況は以下の通りとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,120,000
計	21,120,000

【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,924,448	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら 限定のない当社における標準となる株式 であります。なお、単元株式数は100株で あります。
計	5,924,448		

(注) 1 現時点における発行済株式総数(予定)に基づいて記載しております。なお、クロス・マーケティングは、本株式移転による当社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、本届出書提出日時点でクロス・マーケティングが保有する自己株式629,352株は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。また、クロス・マーケティングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、クロス・マーケティングの本届出書提出日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

2 クロス・マーケティングは、当社の普通株式について、新規上場申請を行う予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成25年6月3日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年6月3日	5,924,448	5,924,448	274,402	274,402	1,506,546	1,506,546

(注) 現時点における発行済株式総数(予定)に基づいて記載しております。なお、クロス・マーケティングは、本株式移転による当社設立の直前時に保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を基準時において消却することを予定しているため、本届出書提出日時点でクロス・マーケティングが保

有する自己株式629,352株は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。また、クロス・マーケティングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、クロス・マーケティングの本届出書提出日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

#### (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの平成24年12月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		3	16	7	8		731	765	
所有株式数(単元)		555	500	5,941	53		25,714	32,763	600
所有株式数の割合(%)		1.7	1.5	18.1	0.2		78.5	100	

(注) 自己株式314,676株は、「個人その他」に3,146単元含まれております。

#### (6) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの平成24年12月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

##### 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 314,600		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のないクロス・マーケティングにおける標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,961,700	29,617	
単元未満株式	普通株式 600		
発行済株式総数	3,276,900		
総株主の議決権		29,617	

##### 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成24年12月31日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの平成24年12月31日現在の自己株式については、以下の通りです。

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)

(自己保有株式) 株式会社クロス・マーケティング	東京都中央区銀座8-15-2	314,600		314,600	9.60
計		314,600		314,600	9.60

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、新設会社であるため、配当の基本方針や内部留保資金の用途につきましては未定となりますが、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして認識し、事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主への利益還元に努めることを基本方針とする予定であります。

当社は、期末配当金については、剰余金の配当を株主総会の決議によって行う旨を定款で定める予定であります。また、中間配当金については、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当ができる旨を定款に定める予定であります。

## 4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの株価の推移は以下の通りであります。

## (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	593	660	1,190	1,632	1,300
最低(円)	327	248	296	680	705

(注) 高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年9月	10月	11月	12月	平成25年1月	2月
最高(円)	474	464	447	570	500	864
最低(円)	440	435	352	396	1,400	1,317

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 平成25年1月30日開催の取締役会決議により、平成25年2月18日を効力発生日として普通株式1株を普通株式2株の割合で株式分割したため、平成25年1月以前の最高・最低株価につきましては、株式分割後の株数ベースで訴求して表示しております。

## 5 【役員 の 状況】

就任予定の役員の状況は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するクロス・マーケティングの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数
取締役会長		桑田 瑞松	昭和10年10月16日生	昭和35年4月 東京急行電鉄株式会社入社 昭和58年6月 株式会社東急エージェンシー取締役就任 平成2年6月 株式会社WOWOW取締役就任 平成11年6月 株式会社東急エージェンシー常務取締役就任 平成13年6月 日本デジタル配信株式会社常勤監査役就任 平成18年4月 株式会社ネットパートナーズ取締役会長就任 平成20年8月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント取締役就任 平成21年10月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント代表取締役会長兼社長就任(現任) 平成23年8月 株式会社クロス・コミュニケーション取締役就任(現任) 平成24年2月 Cross Marketing China Inc. 董事就任(現任) 平成25年1月 一般社団法人日本オーリーブ協会理事長就任(現任)	注2	(1) (2)
代表取締役社長		五十嵐 幹	昭和48年5月10日生	平成8年4月 日本アジア投資株式会社入社 平成15年4月 クロス・マーケティング設立、代表取締役社長就任 平成18年12月 株式会社リサーチパネル取締役就任(現任) 平成23年3月 株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長兼CEO就任(現任) 平成23年6月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント取締役就任(現任) 平成23年12月 株式会社クロス・コミュニケーション取締役就任(現任) 平成24年2月 Cross Marketing China Inc. 董事長就任(現任)	注2	(1) 2,808,000 (2) 2,808,000

取締役 CFO	人見茂樹	昭和38年10月16日生	昭和63年9月 青山監査法人入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成7年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成13年4月 株式会社武富士入社 平成16年6月 同社執行役員就任 平成17年10月 株式会社クロス・マーケティング入社、取締役副社長就任 平成22年8月 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント監査役就任(現任) 平成23年3月 株式会社クロス・マーケティング取締役CFO就任(現任) 平成23年12月 株式会社クロス・コミュニケーション監査役就任(現任) 平成24年1月 クロス・マーケティングCS財務経理部長(現任) 平成24年2月 Cross Marketing China Inc. 董事就任(現任)	注2	(1) 250,400 (2) 250,400
監査役 (常勤)	町田恵保	昭和20年10月7日生	昭和43年4月 株式会社電通リサーチ(現株式会社電通マーケティングインサイト)入社 平成9年6月 同社取締役就任 平成21年4月 株式会社クロス・マーケティング顧問就任	注3	(1) (2)
監査役 (非常勤)	内田輝紀	昭和16年2月28日生	昭和39年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成2年7月 関東財務局東京証券取引所監理官兼大臣官房審議官(証券局担当) 平成4年6月 印刷局長 平成5年6月 電源開発株式会社常務取締役就任 平成13年4月 株式会社大阪証券取引所副社長就任 平成14年6月 株式会社武富士取締役副会長就任 平成19年2月 弁護士登録 平成19年3月 株式会社クロス・マーケティング監査役就任(現任) 平成19年9月 渥美綜合法律事務所(現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)入所(現任)		(1) (2)
監査役 (非常勤)	田原泰明	昭和26年4月1日生	昭和48年4月 川崎製鉄株式会社(現JFEスチール株式会社)入社 平成5年6月 LSI Logic Corporation(現LSI Corporation)入社 平成14年6月 株式会社武富士入社 平成16年6月 同社執行役員就任 平成20年6月 ユニマツ山丸証券株式会社(現ユニマツ証券株式会社)監査役就任 平成21年3月 株式会社クロス・マーケティング監査役就任(現任)	注3	(1) (2)
計					3,058,400

(注) 1. 監査役町田恵保、内田輝紀、田原泰明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 任期は、当社の設立日である平成25年6月3日から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 任期は、当社の設立日である平成25年6月3日から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底した経営を行うため、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を充実させていくことを基本方針と考えております。コーポレート・ガ

バランスの実効性を高めるためには、企業環境の変化に迅速に対応できる組織体制、及び公正で透明性のある株主重視の経営システムを構築し維持していくことが必要であり、そのためにも株主総会、取締役会、監査役会等の一層の機能強化に努めていく予定です。

## 2．会社の機関

当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定です。

## 3．役員報酬

当社は、取締役会及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとする予定です。（但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬総額は300百万円以内とし、監査役の報酬総額は40百万円以内とする旨を定款で定める予定です。）

## 4．取締役の定数

当社の取締役は6名以内とすることを定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持つて行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

## 5．監査役の数及び選任

当社の監査役は4名以内とすることを定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持つて行う旨を定款で定める予定です。

## 6．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定める予定です。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

## 7．社外取締役候補者及び社外監査役候補者との関係

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第1項の行為に関する取締役の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定める予定です。

## 8．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

9. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨を定款に定める予定です。これは、経営環境の変化に対して機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

また当社の剰余金の配当については、会社法第454条第5項の規定により取締役会決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士などの提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの経理の状況については、クロス・マーケティングの有価証券報告書（平成24年3月29日提出）、四半期報告書（平成24年5月15日、平成24年8月13日及び平成24年11月8日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は以下のとおりを予定しております。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末の翌日より3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	

買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする( <a href="http://www.cross-m.co.jp/">http://www.cross-m.co.jp/</a> )。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行く。
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）平成24年3月29日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期（自平成24年1月1日 至平成24年3月31日）平成24年5月15日関東財務局長に提出

事業年度 第10期第2四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第10期第3四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月8日関東財務局長に提出

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成25年3月12日）までに、以下の臨時報告書を提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を平成24年3月29日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年2月21日に関東財務局長に提出

##### 【有価証券報告書の訂正報告書】

訂正報告書（事業年度（第9期）（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日））を平成24年3月29日関東財務局長に提出。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社クロス・マーケティング 本店

（東京都中央区銀座八丁目15番2号）

東京証券取引所

（東京都中央区兜町2番1号）

## 第六部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

#### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

#### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるクロス・マーケティングの平成24年12月31日現在の主な株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
五十嵐 幹	東京都江東区	1,404,000	42.84
株式会社VOYAGE GROUP	東京都渋谷区神泉町8番16号	430,000	13.12
人見 茂 樹	東京都港区	125,200	3.82
株式会社電通マーケティング インサイト	東京都中央区銀座七丁目4番17号	80,000	2.44
株式会社ビデオリサーチ	東京都千代田区三番町六丁目17番	80,000	2.44
五十嵐 史 子	東京都江東区	65,000	1.98
山崎 晴 生	東京都八王子市	60,200	1.83
中田 ち と せ	東京都国分寺市	60,000	1.83
稲垣 幹 彦	愛知県名古屋市緑区	50,000	1.52
五十嵐 友 子	東京都目黒区	40,800	1.24
計		2,395,200	73.09

(注) 上記のほか当社所有の自己株式314,676株(9.60%)があります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成25年6月3日に設立予定であるため、本届出書提出日(平成25年3月13日)現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成25年6月3日に設立予定であるため、本届出書提出日（平成25年3月13日）現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。